

自由金利型定期預金（M型）規定 （スーパー定期）

<単利型規定>

第1条（預金の支払時期等）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により、次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金〔以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。〕にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A 中間払利息を現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに提出してください。
 - B 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - C 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」の第8条第1項、第4項および第5項により満期日前に解約する場合の利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その

支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満……………約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満……………約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満……………約定利率×80%
 - H 4年以上5年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前条の規定を準用します。
- (3) 中間利息定期預金については、原則として証書（通帳）を発行（記載）しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または

書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。通帳式の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。

- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに当店に提出してください。

第4条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取扱います。

<複利型規定>

第1条（預金の支払時期等）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」の第8条第1項、第4項および第5項により満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満……約定利率×90%
- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満……解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満……約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満……約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満……約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満……約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満……約定利率×80%

G 3年以上5年未満……約定利率×90%

- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満……約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満……約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満……約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満……約定利率×70%
- G 3年以上4年未満……約定利率×80%
- H 4年以上5年未満……約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

第3条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」により取扱います。

以上

(令和2年9月7日現在)

はくさん信用金庫